



令和7年度
埼玉県立吉川美南高等学校
生徒募集要項
【 I 部定時制の課程】

*Yoshikawa
Minami
High School*

〒342-0035 埼玉県吉川市高久 600
TEL048-982-3308 FAX048-984-1180

令和7年度 埼玉県立吉川美南高等学校 生徒募集要項【I部定時制の課程】

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

本校I部定時制の課程の募集人員は、80名（転編入学による募集人員2名を含む。）とする。

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和7年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和7年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者
 - イ 別に定めるところにより、本校校長が出願を承認した者
 - ウ 別に定めるところにより、本校校長が出願資格を認定した者

第2 一般募集

1 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点をもって、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、私立中学校並びに県外及び海外の中学校等からの出願をする場合の、電子出願システムによる出願方法については、「電子出願の利用の手引き」（県ホームページに掲載）にて定める。

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認・承認する。

ア、イを行うことができる期間

令和7年1月27日（月）正午 から 2月10日（月）正午まで

ウ 入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。なお、一度納付した入学選考手数料は返還しない。

(2) 出願書類

ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

本校全日制の課程及び定時制の課程のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 出願書類の提出方法

原則、**中学校がまとめて郵送による提出とする。**ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により提出する場合

| | (ア) - 1 中学校がまとめて郵送する場合 | (ア) - 2 中学校がまとめて持参する場合 |
|------------|--|---|
| 提出書類 | 調査書、その他必要な書類等をまとめて提出する。 送付票（様式21）を同封すること。 | |
| 提出期間及び受付時間 | 令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。 | 令和7年2月13日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで |
| 提出先 | 本 校 | |
| 提出方法 | 「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。 | 出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 本校校長は、受領書（様式22）を交付する。 |
| 受検票の交付 | 志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。 | |

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により提出する場合

| | | |
|--------------------|---|---|
| | (イ)－1 志願者が郵送する場合 | (イ)－2 志願者が持参する場合 |
| 提出書類 | 調査書、その他必要な書類等を同封する。 | 調査書、その他必要な書類等を同時に提出する。 |
| 提出期間 及び 受付時間 | 令和7年2月13日(木)を配達指定日とすること。 | 令和7年2月14日(金)午前9時から正午まで 及び午後1時から午後4時30分まで 2月17日(月)午前9時から正午まで |
| 提出先 | 本校 | |
| 提出方法 | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。 | 志願者が窓口を持参すること。 |
| 受検票の 交付 | 志願者は、「受検票」を2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。 | |

イ 出身中学校長が提出するもの

| | | |
|--------------------|--|---|
| | 郵送する場合 | 持参する場合 |
| 提出書類 | 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表(様式3及び4) | |
| 提出期間 及び 受付時間 | 令和7年2月13日(木)を配達指定日とすること。 | 令和7年2月14日(金)午前9時から正午まで 及び午後1時から午後4時30分まで 2月17日(月)午前9時から正午まで |
| 提出先 | 本校及び高校教育指導課 | |
| 提出方法 | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長 | 直接持参する。 |
| その他 | なおアの(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、出願書類等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。 | |

2 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に併願をすることはできない。
- (2) 本校の全日制の課程と定時制の課程の双方に併願をすることはできない。また、Ⅰ部定時制の課程とⅡ部定時制の課程の双方に併願をすることはできない。

3 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和7年2月18日(火)午前9時から2月19日(水)午後4時まで

(書類提出期間)

令和7年2月18日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

2月19日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 他の学校へ志願先を変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、1の(1)～(3)に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。

詳細は、「電子出願の利用の手引き」(県ホームページに掲載)にて定める。

ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において本校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) 本校から県立高等学校の全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分(1,250円)を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。

(ロ) 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

(エ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

イ 出願書類の提出

(ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願書類を提出すること。

| | | |
|--------------------|-------------|---------------------------------|
| | 先に志願した高等学校 | 新たに志願した高等学校 |
| 志願先変更を希望する者が提出するもの | 志願先変更願(様式8) | 志願先変更証明書(様式9) 調査書等・新たに作成したもの |

- (イ) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

- (3) 同一校の学科間等における志願先変更
(2)に準じる。
- (4) 受検票の交付 2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。

4 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

5 学力検査

- (1) 志願者は、令和7年2月26日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「7 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

| | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------|----|----------------------|----|----------------------|----|----------------------|----|----------------------|
| 時間 | 8:45～9:20 | 9:25～10:15 (50分) | 休憩 | 10:35～11:25 (50分) | 休憩 | 11:45～12:35 (50分) | 昼食 | 13:30～14:20 (50分) | 休憩 | 14:40～15:30 (50分) |
| 教科等 | 一般諸注意 | 国語 | | 数学 | | 社会 | | 理科 | | 英語 |

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、県の実施要項による。

6 面接(特別選抜)

令和7年2月27日(木)本校にて面接を実施する。(詳細は、26日(水)に配付する。)

7 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日(月)に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和7年2月27日(木)に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。
ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者(一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。)
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」(様式16)を令和7年2月27日(木)正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、令和7年2月27日(木)の面接は実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、定時制の課程における特別募集においては、令和7年3月3日(月)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

8 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

| | |
|----|--|
| 日時 | 令和7年3月6日(木)午前9時 |
| 場所 | ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。 |
| 備考 | 本校校長は、「選抜結果通知書」(様式7)を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。 |

- (2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日(木)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

10 成績及び諸活動等の記録通知書

出身中学校長は、令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定めるところにより、「成績及び諸活動等の記録通知書」(様式2)を作成し、令和7年2月3日(月)までに、志願者の保護者に通知する。

11 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

第3 定時制の課程における特別募集

1 募集人員

募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のアに該当する者
- (2) 令和7年3月31日現在、19歳以上の者(平成18年4月1日までに生まれた者)

3 出願及び書類の提出

第2の1に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
電子出願システムの案内に従い、「定時制の課程における特別募集」を選択する。
- (2) 写真
電子出願システムの案内に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により本校校長に提出する。
ア 志願理由書(様式11)
イ 中学校卒業証明書
ウ その他、本校校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間は、以下の通りとする。

| |
|-----------------------|
| 2月14日(金) 午後2時から午後7時まで |
| 2月17日(月) 午後2時から午後5時まで |

- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする。

4 志願先変更

第2の3に準ずる。出願書類の提出期間は、以下の通りとする。

| |
|-----------------------|
| 2月18日(火) 午後2時から午後7時まで |
| 2月19日(水) 午後2時から午後5時まで |

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

6 作文

- (1) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和7年2月26日(水)に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和7年2月26日(水)に実施する。

8 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和7年3月3日(月)に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査は第2の7(2)及び(3)に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和7年3月3日(月)に面接を実施する。
内容は、7(1)及び(2)に準ずる。

10 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

| | |
|----|--|
| 日時 | 令和7年3月6日(木) 午前9時 |
| 場所 | ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。 |
| 備考 | 本校校長は、「選抜結果通知書」(様式7)を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。 |

- (2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日(木)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

11 その他 ここで定めた内容以外の事項については、第2に準ずる。